

医療法人制度改革

医療法人制度改革（医療法）

～基本的考え方～

- ◎ 非営利性の徹底を通じた医療法人に関する国民の信頼の確立。
- ◎ 「官から民への流れ」、「官民のイコールドラッシング」をふまえ、従来公立病院等が担っていた医療を民間の医療法人が積極的に担うよう推進。
- ◎ 効率的で透明性のある医療経営の実現による地域医療の安定的な提供。

< 現行 >

特定医療法人

特別医療法人

財団医療法人

社団医療法人

非営利性の徹底

◆ 住民が望む医療の提供

◆ 適切な経営資源の投入

公益性の確立

◆ 住民からの信頼確保

◆ 効率的な経営管理体制

透明性の確保

◆ 住民が支える医療サービスの実現

安定した医療経営の実現

< 改正後 >

★社会医療法人制度の創設

- 一定の公的要件を備えた地域住民参加型の医療法人として位置づけ
- ◇ 税制上の優遇措置（今後、税制改正要望を予定）
- ◇ 債券発行を可能に
- ◇ 公的医療機関経営への積極的参加
- ◇ 収益事業や福祉事業など多様な事業展開
- ◇ 医療機能に応じた他の医療法人との幅広い連携の推進

財団医療法人

社団医療法人

出資額限度法人制度への円滑な移行（十分な経過措置）

☆医療計画に位置づけた医療の提供に伴う都道府県からの支援

医療法人の形態

	医療法人（財団又は社団）	特定医療法人	特別医療法人
根拠法	医療法	租税特別措置法	医療法
認可・承認	都道府県知事の認可	国税庁長官の承認	都道府県知事による定款変更の認可
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産要件 病院等を開設する場合； 自己資本比率20%以上 ・ 役員数 理事3人 監事1人以上 ・ 理事長 原則医師又は歯科医師 	医療法人のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財団又は持分の定めのない社団 ・ 自由診療の制限 ・ 同族役員の制限 ・ 差額ベッドの制限 (30%以下) ・ 給与の制限 (年間3,600万円以下) 	医療法人のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財団又は持分の定めがない社団 ・ 自由診療の制限 ・ 同族役員の制限 ・ 給与の制限 (年間3,600万円以下) 等を満たすもの
法人税率	30%	22%	30%
収益業務の可否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益業務は行えない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益業務は行えない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益業務が可能
法人数	40,030 (うち一人医師医療法人 33,057)	374	47

医療法人解散時の残余財産の帰属先の制限（医療法）

医療法人解散時の残余財産の帰属すべき者を限定し、医療法人の非営利性の徹底を図る。

『①国、②地方公共団体、③医療法人その他の医療を提供する者であって厚生労働省令で定めるもの』のいずれかのうちから選定

《従前の取扱い》

定款、寄付行為の定めるところにより、その帰属する者に帰属

※ 合併、破産による解散を除く。

【問題点】

出資者の残余財産分配請求権を保証

- ◇ 営利法人と同様な取扱いとの指摘
- ◇ 国民皆保険で支える資源が医療の継続性に使われない。

非営利性の徹底

- ◆ 残余財産の帰属先について、個人（出資者）を除外
- ◆ 医療法人の非営利性を、厳格に位置付け

経過措置

- ◆ 既存医療法人は、『当分の間』適用せず
- ◆ 出資者の財産権侵害を回避し自主的移行とするが、変更後は後戻り禁止

理事・監事・社員総会等の医療法人の内部管理体制の明確化（医療法）

民間非営利部門として地域医療の中心である医療法人の理事、監事、社員総会、評議員会の各機能の明確化により、医療法人の内部管理体制の強化を図る。

役員

- ◆役員（理事・監事）任期 □ 2年と明記 <再任は可能> など

監事

- ◆監事の職務の明確化 □ 業務監査や監査報告書の作成など
- ◆欠員時の補充規定を明記

社員総会（社団医療法

- ◆定時社員総会、臨時社員総会の招集権者、招集方法などの明確化
- ◆一定数（総社員の1/5）以上の社員による臨時社員総会招集請求権を付与
- ◆社員の議決権 □ 「1人1票」に限定し、非営利を徹底 など

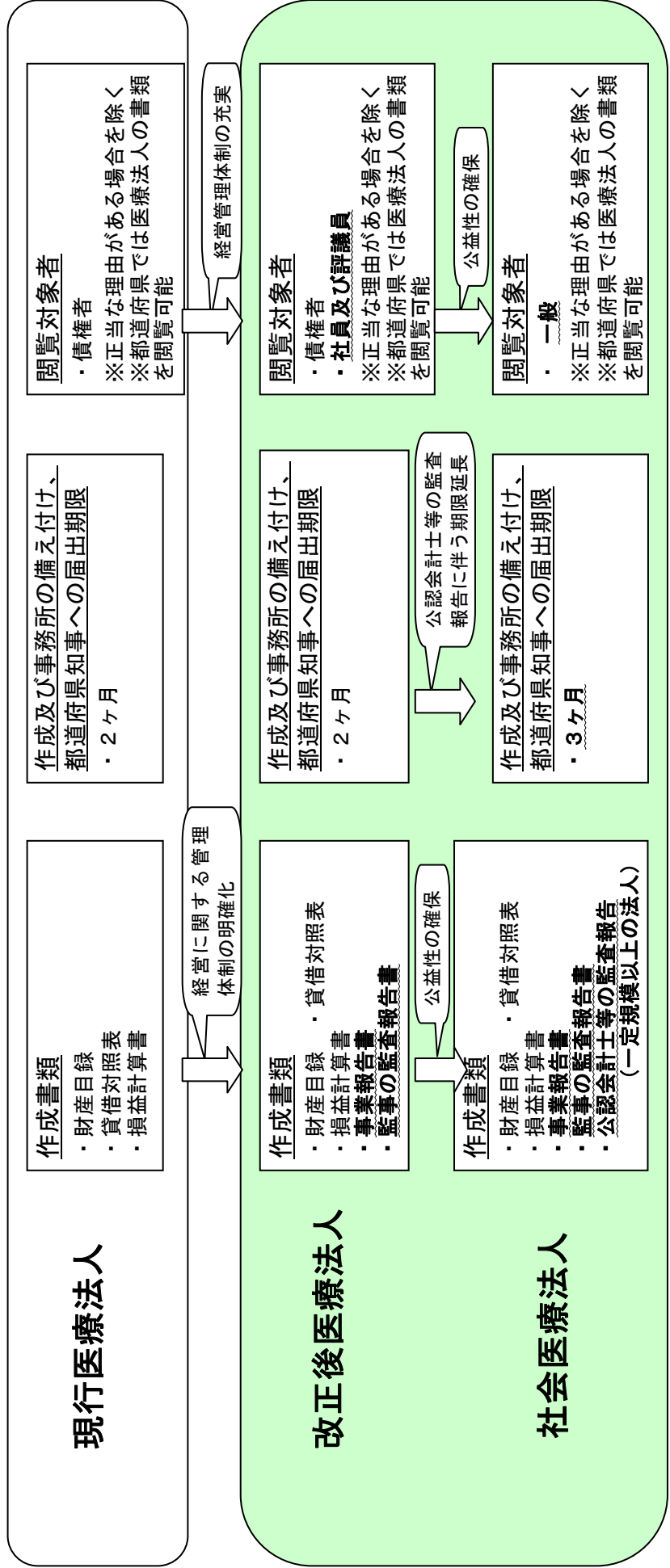
評議員会（財団医療法

- ◆評議員会 □ 財団医療法人の理事会を子エックする「必置機関」として位置付け
- ◆一定数（総評議員の1/5）以上の評議員による評議員会招集請求権を付与
- ◆評議員会への最低諮問事項を明記化 <議決事項とすることも可能>
- ◆評議員会の機能、評議員資格の明確化 など

医療法人の内部管理体制の明確化を通じた効率的な医療経営の推進

医療法人の決算等の書類の作成・閲覧等に関する規定の整備（医療法）

- ・ 地域における安定した医療を確保するため、医療提供体制の中心である医療法人の効率的で透明な医療経営の実現を図る観点から、従来の財産目録、貸借対照表及び損益計算書のほか、事業報告書など都道府県知事への書類の届出、閲覧等の規程について、医療法上明確に定めることとする。
- ・ 一定規模以上の社会医療法人においては、特に社会に必要な医療を担うため、医療法人が作成する決算等の書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書の添付を求め、地域住民から支えられる主体として位置づける。



医療法人の附帯業務の拡大（医療法）

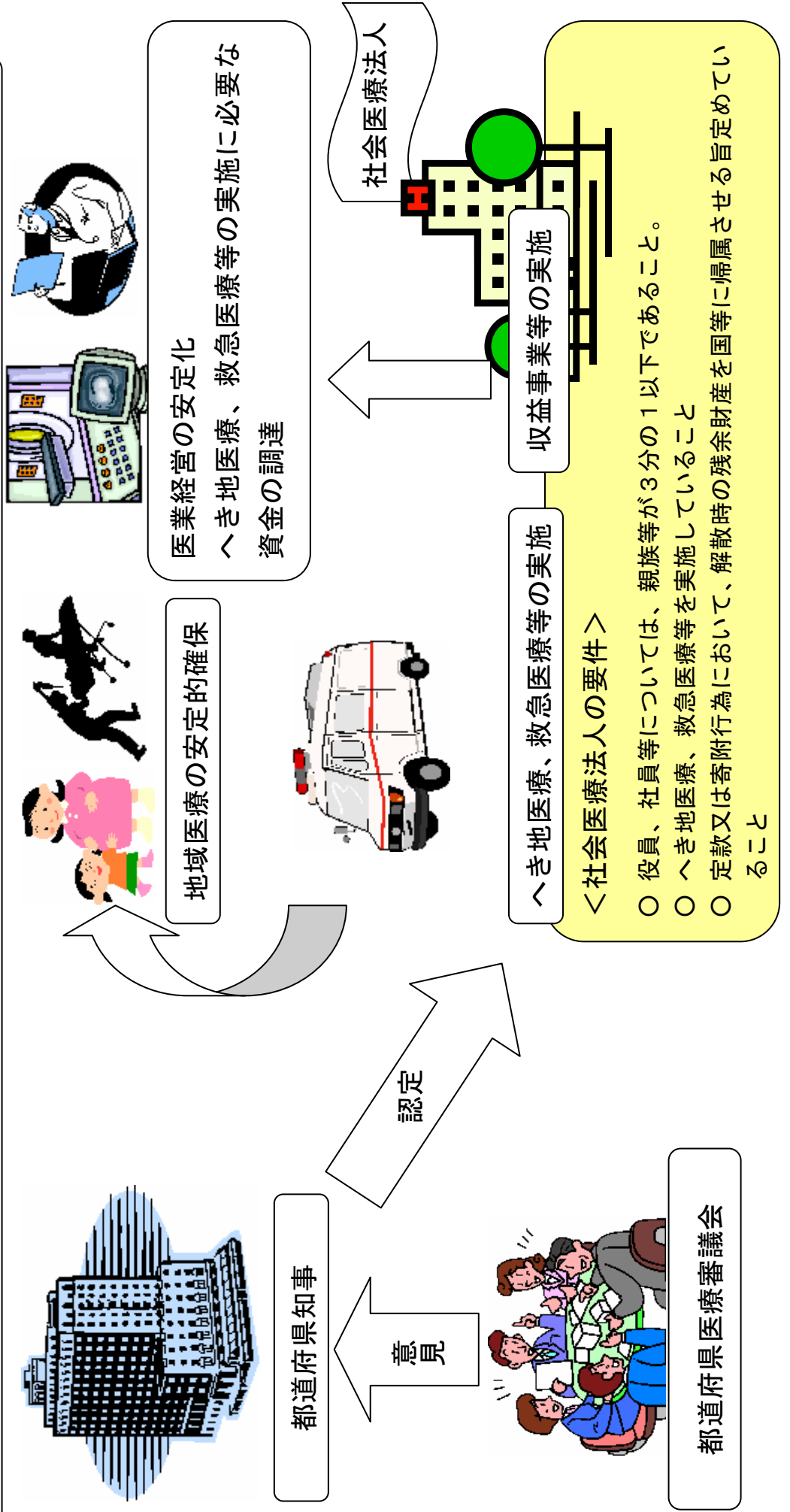
医療法人の附帯業務として、有料老人ホームのほか、社会福祉法第2条第2項に掲げる第1種社会福祉事業及び同法第2条第3項に掲げる第2種社会福祉事業のうちから、厚生労働大臣が定めるものを追加し、医療と福祉の切れ目ないケアを強力に推進する。

- 介護サービスや障害者福祉サービスの進展など福祉を取り巻く環境が大きく変化しており、医療と福祉が連携してサービスを提供することが今ままで以上に求められている。（例：社会的入院の解消と患者の生活の場の整備など）
- 社会的入院の解消や患者を地域全体でケアするという観点からの生活の場の整備など医療政策・福祉政策の今後の在り方に対応するためにも、医療法人の今後の活躍が求められている。
- 医療法人の経営の幅を広げ、地域に必要なケアを医療法人が切れ目なく提供できるようにするとともに、良質で効率的な医療経営に資することとする。

	第1種社会福祉事業	第2種社会福祉事業
社会医療法人	<ul style="list-style-type: none"> ○ ケアハウスの設置・運営 ○ 知的障害児施設など児童の入所施設の設置・運営など ○ 身体障害者療護施設など障害者の入所施設の設置・運営 <p style="font-size: small;">※社会福祉法人に限定されている特別養護老人ホーム等は対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所など通所施設の設置・運営など ○ デイサービスセンターなど通所施設の設置・運営など
医療法人	<ul style="list-style-type: none"> ○ ケアハウスの設置・運営 	

社会医療法人制度の創設（医療法）

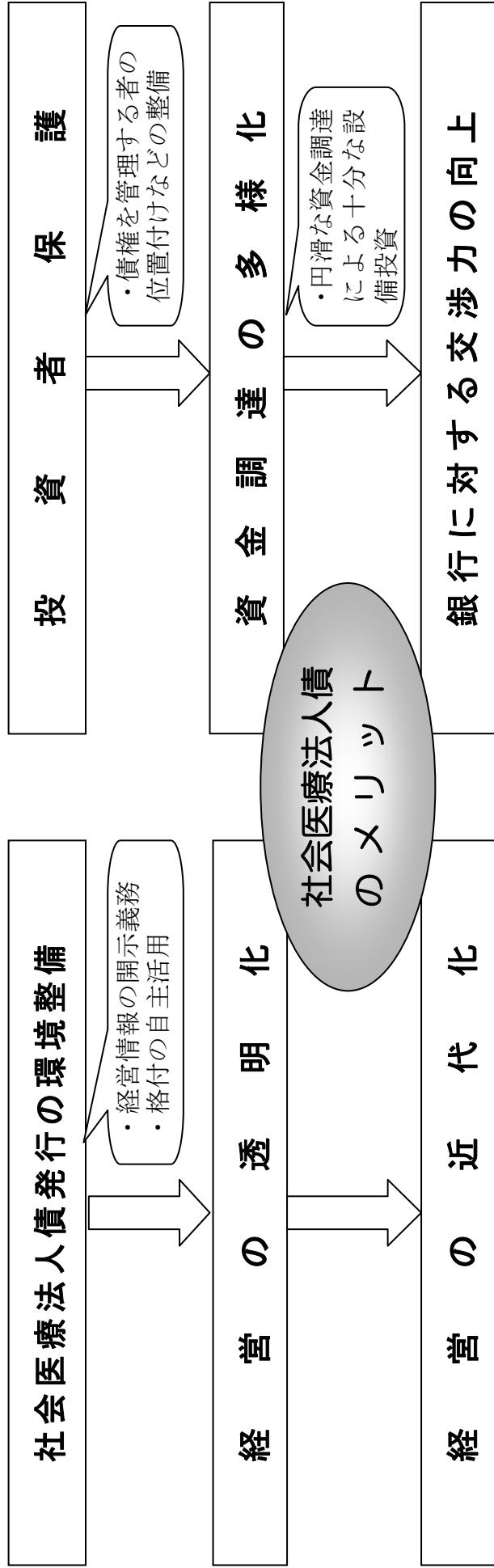
医療法人のうち、一定の公的要件を備えた医療法人を「社会医療法人」として認定し、小児救急医療、災害医療、へき地医療等を行うことを義務づける一方で、収益事業等を行うことを認めることにより医療経営の安定化を促し、地域において必要とされる医療を安定的に提供する制度を創設する。



社会医療法人債(公募債)の発行 (医療法)

救急医療、災害医療、へき地医療など社会の基盤を整備するためには必要不可欠ではあるが、資金面で困難な不採算を伴う事業を担う社会医療法人の経営基盤の安定化を図る目的から、これまでの間接金融による資金調達のほか、社会医療法人債発行による資金調達を認めることで円滑な資金調達が可能とする。

公募債発行に必要な制度整備



医療経営の効率化

効率的な医療提供
医療の質の向上

医療経営の安定化

医療法人制度改革前後の医療法人体系について（考え方）

